

環境経営レポート

【 令和5年 7月 1日 ~ 令和 6年 6月30日 】



株式会社 東海カンパニー
Tokai Company Co.,Ltd.

作成日 令和 6年 8月10日

◇ ご あ い さ つ ◇

環境の世紀と称される21世紀は、地球温暖化防止を中心に全世界での問題となっています。

経済大国として、わが国の執るべき環境対策は、全世界に於ける中でも重要な責務であり、今既に循環型社会形成を柱に環境配慮型の産業活動への転換が企業の社会的責任として強く求められるようになっていきます。

総合中間処理企業として、建設系副産物の処理、再生事業を中心に展開する当社も時代のニーズに迅速に対応するために混合廃棄物精選別施設を運営し、限りある物資の再資源化に貢献しています。

更に、周辺地域との調和を念頭に、良好な関係維持に全力を注ぎ情報の開示に努め環境美化活動を継続し、周辺地域への環境に配慮し、併せて循環型社会への、又、地域社会発展 への貢献を目指し、事業展開することが当社の使命と捉え、日々努めています。

～ 目 次 ～

1. 組織の概要
2. 対称範囲及びレポートの対象期間及び発行日
3. 環境経営方針
4. 環境経営目標
5. 環境経営計画
6. 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容
- 7-1. 環境経営目標の実績
- 7-2. 環境経営計画の取り組み結果とその評価
- 7-3. 次年度の環境経営目標
- 7-4. 次年度の環境経営計画
8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無
9. 代表者による全体評価と見直し・指示

1. 組 織 の 概 要

1.事業者名及び代表者名

株式会社 東海カンパニー
代表取締役 原田 龍馬

2.所在地

豊田市宝町東田25番地

3.環境管理責任者とEA21事務局

環境管理責任者 常務取締役 三浦 智加
EA21事務局 リーダー 栗山 民男
TEL : (0565)24-4111 FAX(0565)24-6111
E-mail: tokai-company@wing.ocn.ne.jp

4.法人設立年月日

平成 9年 7月17日

5.資本金

1, 550万

6.売上高 令和4年度

4億3千8百7拾万 円

7.従業員数 令和 6年 6月30日現在

29人

8.敷地面積

4,351㎡

9.組織

- ・ 本社・本社中間処理場(豊田市宝町東田25番地)
- ・ 第2中間処理場(豊田市宝町東田22番地)

10.事業内容

1. 産業廃棄物収集運搬業
2. 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 3 産業廃棄物処分業(中間処分)
4. 廃棄物全般・リサイクルに関するアドバイザー

11.処理実績

種 類	単位	令和 5年度	令和 4年度	令和 3年度
産業廃棄物収集運搬量	t	19,230	18,972	18,575
特別管理産業廃棄物 収集運搬量	t	0.0	0.0	0.0
産業廃棄物処分量	t	20,845	19,738	19,706

※ 産業廃棄物収集運搬量と産業廃棄物処分量の差は、排出事業者様が、
弊社処分場へ直接搬入される量が含まれているため

12.許可の内容

No.1

許可業種	事業の範囲	許可番号	許可年月日	許可有効期限	自治体名
産業廃棄物 中間処理業	廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類以上7品目石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物を除く。 中間処理：破碎、圧縮、選別	第09020051894号	令和4年 6月30日	令和11年 6月29日	豊田市
産業廃棄物 収集運搬業	(積替え・保管を含む。) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。))以上7品目水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (積替え・保管を除く。) 燃え殻(水銀含有バイジン等を除く。)、汚泥(水銀含有バイジン等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有バイジン等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有バイジン等を除く。)、動植物性残さ、ダスト類(水銀含有バイジン等を除く。))以上7品目水銀使用製品産業廃棄物を含む。	第09010051894号	令和4年 6月30日	令和11年 6月29日	豊田市
	(積替え・保管を除く。) 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻(水銀含有バイジン等を除く。)、汚泥(水銀含有バイジン等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有バイジン等を除く。)、廃アルカリ(水銀含有バイジン等を除く。)、動植物性残さ、ダスト類(水銀含有バイジン等を除く。))以上14品目水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	第02300051894号	令和4年 4月 1日	令和11年 3月31日	愛知県
	(積替え・保管を除く。) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。))以上7品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	第02100051894号	平成30年 11月19日	令和7年 11月10日	岐阜県

					No.2
	事業の範囲	許可番号	許可年月日	許可有効期限	自治体名
産業廃棄物 収集運搬業	(積替え・保管を除く。) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物)	第02201051894号	令和元年 11月10日	令和8年 11月9日	静岡県
	(積替え・保管を除く。) 廃プラスチック類、繊維くず、金属くず、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	第02501051894号	令和5年 5月18日	令和12年 5月11日	滋賀県
	(積替え・保管を除く。) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)	第02400051894号	令和元年 11月28日	令和8年 11月13日	三重県
	(積替え・保管を除く。) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、繊維くず	第02804051894号	令和4年 9月19日	令和11年 9月18日	兵庫県
特別産業 廃棄物 収集運搬業	(積替え・保管を除く。) 引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃石綿等	第02350051894号	令和5年 4月28日	令和12年 4月11日	愛知県

※ 許可は全て優良認定を頂いております

13.収集運搬車両

号車	車両の名称	寸 法	自動車登録番号	最大積載量(kg)	備 考
1	ダンプ	長さ×幅×高さ	豊田100 は 829	10,700 kg	
	(土砂禁)	9.07×2.49×3.11			
2	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田100 さ 6541	3,000 kg	
		5.29×2.17×2.71			
3	ダンプ	長さ×幅×高さ	三河100 す 4575	2,200 kg	
	(土砂禁)	6.72×2.18×2.79			
4	コンテナ専用車	長さ×幅×高さ	豊田100 さ 3212	3,750kg	
		6.16×2.18×2.67			
5	コンテナ専用車	長さ×幅×高さ	三河100 さ 3869	3,750 kg	
		6.15×2.20×2.66			
6	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田400 せ 2629	3,000 kg	
		4.66×1.69×1.99			
7	コンテナ専用車	長さ×幅×高さ	三河100 す 6465	3,900 kg	
		6.16×2.19×2.67			
8	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	三河100 す 4176	3,000 kg	
		5.27×2.18×2.67			
9	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田100 さ 275	2,700 kg	
		8.47×2.25×2.94			
10	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田100 さ 2995	2,500 kg	
		8.47×2.26×2.94			
11	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田100 さ 3247	3,000kg	
		5.26×2.22×2.68			
12	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田100 は 609	4,350kg	
		6.38×2.28×2.83			
13	キャブオーバ	長さ×幅×高さ	豊田100 は 719	7,500kg	
		9.25×2.30×2.97			
以上13台					

14.施設等の状況

処理施設の所在地	廃棄物の種類	処理能力	処理区分
本社・本社中間処理場 豊田市宝町東田25番地	廃プラスチック類	18.4t／日	圧縮
	紙くず	28.8t／日	圧縮
	金属くず	106.4t／日	圧縮
	廃プラスチック類	4.80t／日	破碎
	紙くず	6.45t／日	破碎
	木くず	4.30t／日	破碎
	繊維くず	7.28t／日	破碎
	金属くず	4.42t／日	破碎
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.89t／日	破碎
	がれき類	4.63t／日	破碎
	廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、繊維くず	495m ³ ／日	選別
第2中間処理場 豊田市宝町東田22番地	廃プラスチック類	3.5t／日	圧縮
	紙くず	3.6t／日	圧縮
	金属くず	4.3t／日	圧縮
	廃プラスチック類	3.5t／日	破碎
	紙くず	4.2t／日	破碎
	木くず	4.2t／日	破碎
	繊維くず	4.1t／日	破碎
	金属くず	4.5t／日	破碎
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.6t／日	破碎
	がれき類	4.3t／日	破碎

●設備

選別機 1基((手選別コンベア3本)

破碎機 2基

圧縮機 2基

●積替保管施設

・面 積

208.80m²(保管面積 57.28m²)

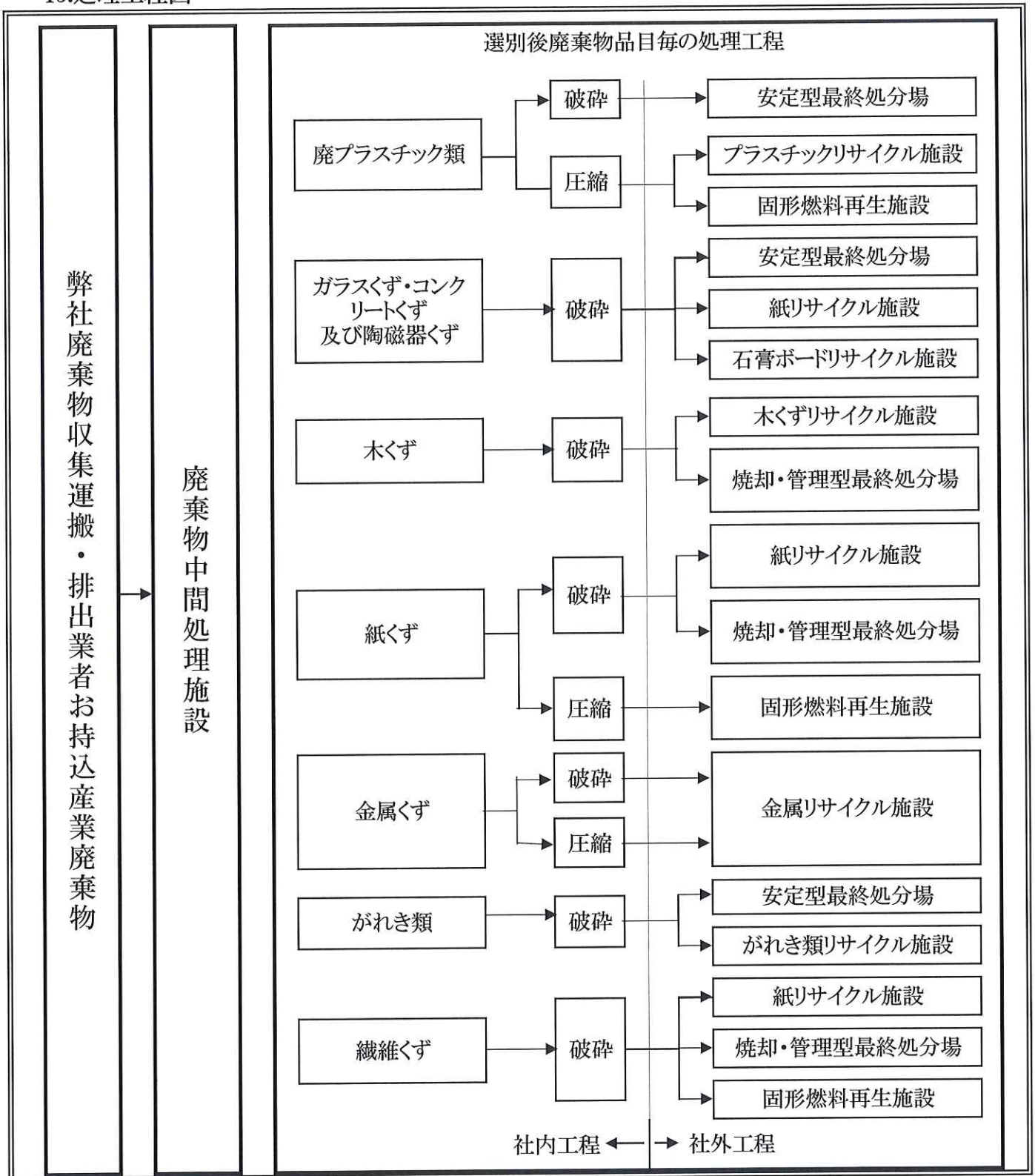
・保管上限

67.86m³

・高 さ

該当なし

15.処理工程図



※ 混合廃棄物は、選別後品目毎の処理工程に入る

以下の品目は、収集運搬のみで他社搬入処分

※ 蛍光灯・乾電池の運搬先は、蛍光灯等破碎施設様への搬入、処分になります。

蛍光灯・乾電池等 → 破碎 → 埋立【野村興産(株)(北海道)】

※ 石綿含有産業廃棄物の運搬先は、最終処分業者様への搬入、処分になります。

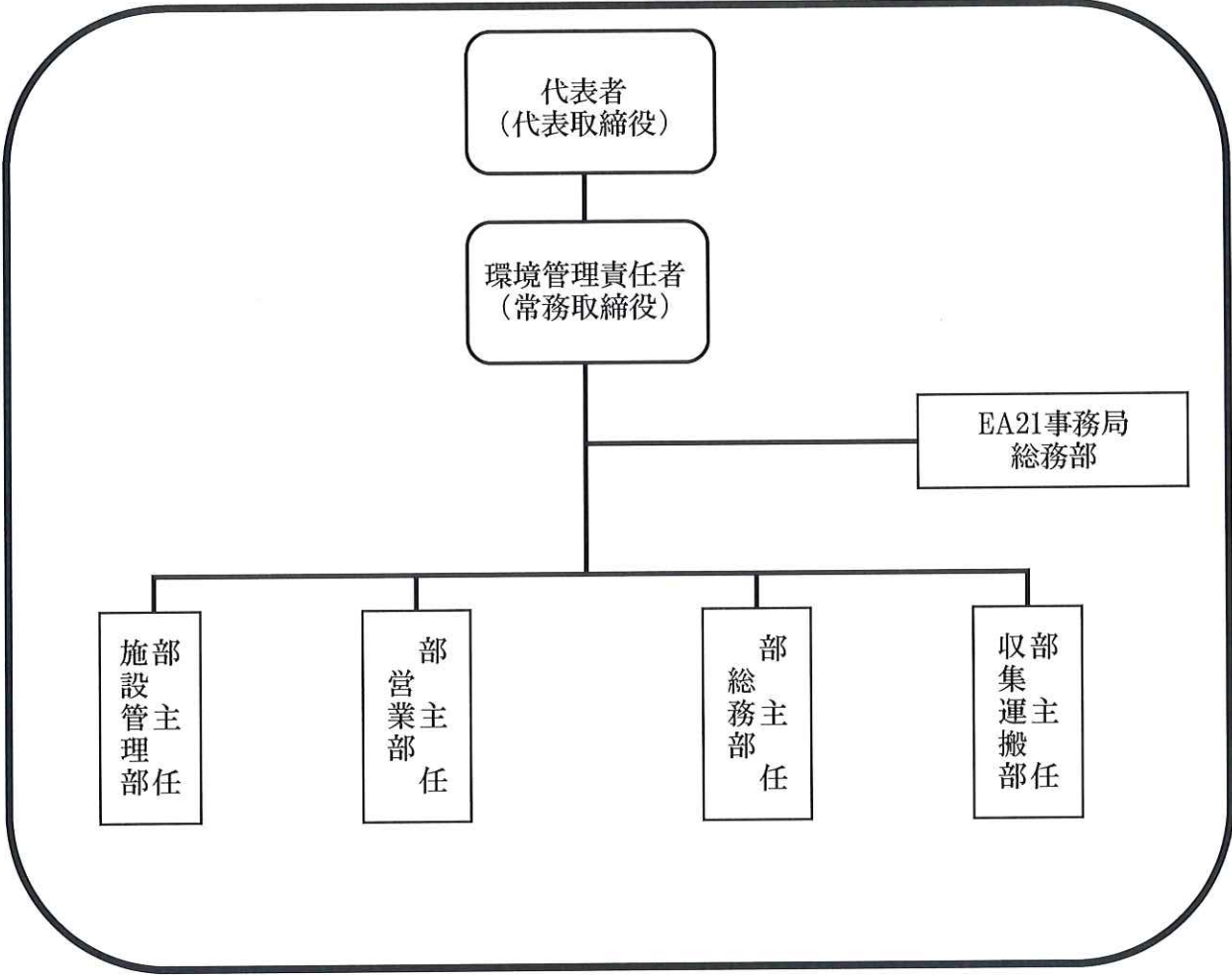
石綿含有産業廃棄物 → 安定型最終処分場

※ 特別管理産業廃棄物の運搬先は、主に焼却施設様及び最終処分業者様への搬入、処分になります。

特定有害廃石綿等 → 管理型最終処分場

特別管理産業廃棄物 → 焼却 → 管理型最終処分場

【実施体制図】



【役割・責任・権限表】

役割	責任・権限
代表者	経営における課題とチャンスの明確化
	環境経営方針の策定
	実地体制の構築
	環境管理責任者の任命
	環境保全に関する必要な人員、設備、費用等を準備
	エコアクション21システム全体の評価と見直し・指示
	環境経営レポートの承認
環境管理責任者	エコアクション21活動責任者
	システム構築及び運用、維持管理及びその結果を代表者に報告
EA21事務局	環境管理責任者の補佐
	進捗状況のデータ収集、整理
部主任	推進担当者、データ収集
従業員	取組の実施

17.廃棄物処理料金

・処理料金については、別途見積りによる対応

2.対象範囲及びレポートの対象期間及び発行日

1. 組織	・営業部
	・総務部
	・施設管理部
	・収集運搬部
2.処理場	・ 本社・本社中間処理場：豊田市宝町東田25番地
	・ 第2中間処理場：豊田市宝町東田22番地
3. 事業内容	1. 産業廃棄物収集運搬業
	2. 特別管理産業廃棄物収集運搬業
	3 産業廃棄物処分業(中間処分)
	4. 廃棄物全般・リサイクルに関するアドバイザー
4. レポート対象期間	令和 5年 7月 1日～令和6年 6月30日
5. レポートの発行日	令和 6年 8月10日

※活動範囲は、全組織及び全活動です。

3. 環 境 経 営 方 針

『基本理念』

「安心と信頼」

処理品質の向上、地域からの信頼確保、社員の福利厚生に力を入れ、顧客・地域・社員へ安心と信頼を与える会社を目指します。

又、当社は、廃棄物の収集運搬及び中間処理の業務を通じ、循環型社会の形成に貢献することを目指します。

『基本方針』

1. 事業に関する環境法規及びその他の環境関連要求事項を遵守します。
2. 環境影響の低減を目的に目標を定め進捗状況を把握し併せて定期的に見直しを実施し、継続的改善を推進します。
 - ・省エネルギーの取組、化石燃料の消費量を減らし、二酸化炭素の排出削減します。
 - ・廃棄物の排出量の削減をします。
 - ・廃棄物のリサイクル率を管理し増加させます。
 - ・水使用量を削減します。
 - ・廃棄物管理に関するアドバイザーを促進します。
3. 地域社会とのコミュニケーションについて、環境活動のみならず積極的に情報の開示を行い、あらゆる地域活動に率先して参加します。
4. 本方針を全従業員に周知徹底させます。

制定日 平成20年 7月 1日

改定日 令和 2年 6月 1日

株式会社 東海カンパニー

代表取締役 原田 龍馬

4. 環境経営目標

見直し日 令和2年6月30日

綱目		単位	令和元年度	令和3年目標	令和4年目標	令和5年目標
			基準年	-1.5%	-2.0%	-2.5%
中間処分量		t	21,499			
収集運搬量		t	18,418			
電力	使用量	kWh	122,709	120,868	120,255	119,641
	使用量/処分量	kWh/万t	57,077	56,220	55,935	55,650
	CO2	kg	55,464	54,632	54,355	54,077
	CO2/処分量	kg/万t	25,797	25,410	25,281	25,152
ガソリン	使用量	L	5,224	5,146	5,120	5,093
	使用量/処分量	L/万t	2,430	2,394	2,381	2,369
	CO2	kg	12,120	11,938	11,878	11,817
	CO2/処分量	kg/万t	5,637	5,552	5,524	5,496
軽油	使用量	L	92,007	90,627	90,167	89,707
	使用量/収運量	L/万t	49,955	49,206	48,956	37,466
	CO2	kg	237,378	233,817	232,630	231,444
	CO2/収運量	kg/万t	128,884	126,950	126,306	125,662
LPG	使用量	kg	24.0	23.6	23.5	23.4
	CO2	kg	71.0	69.9	69.6	69.2
CO2	CO2総量	kg	305,033	300,457	298,932	297,407
水	使用量	m³	515	507	505	502
一廃	廃棄量	kg	559	551	548	545
リサイクル率	産廃資源化率	%	47.0	48.5	49.0	49.5
地域社会とのコミュニケーション 及び積極的な情報開示		・朝の周辺地域清掃活動ゼロの付く日に実施 ・積極的な情報開示は産廃ネット及び自社ホームページにて情報開示				
廃棄物管理アドバイザー		・廃棄物管理アドバイザーの推進				

※1.令和元年度(令和元年7月1日～令和2年6月30日)実績より、目標値算出

※2. 電力・ガソリン使用量に関しては中間処分実績の原単位となっている。

※3. 軽油使用量に関しては収集運搬実績の原単位となっている。

※4.購入電力の排出係数に関しては中部電力の令和4年度調整後の排出係数0.433kg-CO2/kWhを使用している。

※5. リサイクル率に関しては削減率ではなく、増加率とする。

※6. 地域社会とのコミュニケーション及び積極的な情報開示については、実施計画及び実施評価結果表をもとに評価している。

6. 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容

作成日 令和 6年 8月1日

環境方針項目		実施項目	評価
二酸化炭素、化石燃料の削減	営業部・収集運搬部	・アイドリングストップ	△
		・無駄な空ぶかしを止め、経済速度を守る	○
		・点検整備を実施し、タイヤの空気圧を適正にする。	○
		・急発進、急加速、急ブレーキを止め、適正な車間距離を保つ。	○
		・効率的な日々の運行計画	○
二酸化炭素、電力使用量の削減	各部	・始業前、休憩時及び不必要区域の消灯の徹底	△
		・適正な温度設定を実施する	△
		・定期的にフィルターを掃除する	△
	事務局	・省エネ機器の導入	○
水資源使用量の削減	各部	・場内清掃時の節水	○
		・洗車ホースの先端にワンストップノズルを取付けたホースを使用する 又、終了時には元栓を必ず閉める	○
一般廃棄物の削減	各部	・各自持込んだ飲食物は持ち帰ること	○
		・電子メディア等の利用によるペーパーレス化	△
		・使用済み用紙の裏紙使用	○
		・社内資料等の両面コピー化	○
		・事務所に分別ゴミ箱を設置しペットボトル、ダンボール等のリサイクル率向上に努める	○
		・ミスプリントの削減(使用後は必ずリセットを押す)	△
産業廃棄物リサイクル率の増加	施設管理部	・埋立がれき類から再資源化物の抜き取りを徹底する	○
		・埋立軽量物から再資源化物への抜取を徹底する	○
	営業部	・排出事業者へ分別徹底の提案によるリサイクル向上(分別回収率10%UP)	○
地域社会とのコミュニケーション及び積極的な情報開示	各部	・安全パトロール実施(実施計画及び実施評価結果表をもとに評価)	○
		・環境関連法規遵守(実施計画及び実施評価結果表をもとに評価)	○
		・苦情時の対応、対策の策定及び見直し	○
		・ゼロの日の周辺地域清掃活動	○
		・春と秋の環境美化活動	○
	営業部	・工場見学を含む施設の開放	○
廃棄物管理アドバイザー	営業部	・リサイクル率向上に対する排出事業者への提案等	△

評価の目安

○:全部署とも毎月取り組めた △:一部の部署又は月に未実施 ×:実施率50%以下

※ 評価で2ヶ月続いた場合、不適合として対策を考える(取組評価の確認書にて)

実施期間は、令和5年7月1日～令和6年6月30日まで

7-1. 環境経営目標の実績

綱目		単位	令和元年度	令和5年目標	令和5年度実績	基準比
			基準年	-2.5%		
中間処分量		t	21,499		20,845	
収集運搬量		t	18,418		19,230	
電力	使用量	kWh	122,709	119,641	117,668	-4.1%
	使用量/処分量	kWh/万t	57,077	55,650	56,449	-1.1%
	CO2	kg	55,464	54,077	54,010	-2.6%
	CO2/処分量	kg/万t	25,797	25,152	25,910	0.4%
ガソリン	使用量	L	5,224	5,093	884	-83.1%
	使用量/処分量	L/万t	2,430	2,369	424	-82.6%
	CO2	kg	12,120	11,817	2,052	-83.1%
	CO2/処分量	kg/万t	5,637	5,496	984	-82.5%
軽油	使用量	L	92,007	89,707	95,583	3.9%
	使用量/収運量	L/万t	49,955	37,466	49,705	-0.5%
	CO2	kg	237,378	231,444	246,605	3.9%
	CO2/収運量	kg/万t	128,884	125,662	128,240	-0.5%
LPG	使用量	kg	24.0	23.4	29.2	21.7%
	CO2	kg	71.0	69.2	87.6	23.4%
CO2	CO2総量	kg	305,033	297,407	302,755	-0.7%
水	使用量	m³	515	502	614	19.2%
一廃	廃棄量	kg	559	545	465	-16.8%
リサイクル率	産廃資源化率	%	47.0	49.5	48.7	-1.7%

※1. 令和元年度実績より、目標値算出

※2. 電力・ガソリン使用量に関しては中間処分実績の原単位となっている。

※3. 軽油使用量に関しては収集運搬実績の原単位となっている。

※4. 購入電力の排出係数に関しては中部電力の令和4年度調整後の排出係数0.459kg-CO2/kWhを使用している。

※5. リサイクル率に関しては削減率ではなく、増加率とする。

※6. 地域社会とのコミュニケーション及び積極的な情報開示については、別紙6. 環境経営計画に基づき実施した取り組み内容のとおり

※7. 廃棄物管理アドバイザーの推進は、搬出事業者との産業廃棄物契約時行っている。

7-2. 環境経営計画の取り組み結果とその評価

① 結果 ・ ② 評価(理由)

1 二酸化炭素排出量の削減

1-1 電力使用量の削減

- ① ・取り組みの結果、基準年に対して、使用量では4.1%の減少である。
- ② ・使用していない部屋等の消灯の徹底等を推進している。
・排出業者に混合廃棄物を減らすPRを行いライン選別を減らした。

1-2 化石燃料の削減

- ① ・軽油使用量は、前年度基準年に対して、3.9%の増加であるが、原単位では、0.5%の減少である。
・ガソリン使用量は、前年度基準年に対して、83.1%の削減ではある。
- ② ・軽油使用量は、収集運搬地に対し効率の良い運搬経路をもって収集運搬を行ったためである。
・ガソリン使用量が大幅に減少したのは、メールを主に産廃処理を受注、搬出事業者に訪問することが減ったためである。
又、ガソリン使用量が大幅に減少したのは、社有車が1台減ったため(役員退職のため)

2 水資源使用量の削減

- ① ・水使用量は19.2%の増加である。
- ② ・暑い日が続き散水及びミストの使用量が多くなったためである。

3 一般廃棄物の削減

- ① ・取り組みの結果、目標を達成できた。
- ② ・紙の契約書を電子契約で締結する排出事業者が増えたためである。

4 産業廃棄物リサイクル率の増加

- ① ・取り組みの結果、リサイクル率は、令和5年度の目標は達成できなかったが基準年に対しては、リサイクル率を上回った。
- ② ・リターン(再投入)しがれき類からライン選別に再度流しリサイクルできるコンクリート片等の選別を行った。

5 地域社会とのコミュニケーション及び積極的な情報開示

- ① ・朝の周辺活動はゼロの日【10・20・30日(休業日除く)】に実施、産廃ネット・ホームページ等による情報開示実施した。
- ② ・担当者1人を決め、随時、弊社周辺のゴミを拾った。

6 廃棄物アドバイザー

- ① ・弊社への持ち込み産廃業者に、分別することにより処分単価も安くなることを説明した。
- ② ・産業廃棄物に対し排出事業者側も再資源化(リサイクル率向上)第一と考えるようになり排出事業者がリサイクル率の高い産業廃棄物処理業者を求めるようになった。

7-3. 次年度の環境経営目標

見直し日 令和 6年 8月 1日

網目		単位	令和5年度	令和6年目標	令和7年目標	令和8年目標
			基準年	-1.0%	-1.5%	-2.0%
中間処分量		t	20,845			
収集運搬量		t	19,230			
電力	使用量	kWh	117,668	116,491	115,903	115,315
	使用量/処分量	kWh/万t	56,449	55,885	55,602	55,320
	CO2	kg	54,010	53,470	53,200	52,930
	CO2/処分量	kg/万t	25,910	25,651	25,521	25,392
ガソリン	使用量	L	884	875	871	866
	使用量/処分量	L/万t	424	420	418	416
	CO2	kg	2,052	2,031	2,021	2,011
	CO2/処分量	kg/万t	984	974	969	964
軽油	使用量	L	95,583	94,627	94,149	93,671
	使用量/収運量	L/万t	49,705	49,208	48,959	48,711
	CO2	kg	246,605	244,139	242,906	241,673
	CO2/収運量	kg/万t	128,240	126,958	126,316	125,675
LPG	使用量	kg	29.2	28.9	28.8	28.6
	CO2	kg	87.6	86.7	86.3	85.8
CO2	CO2総量	kg	302,755	299,727	298,213	296,700
水	使用量	m³	614	608	605	602
一廃	廃棄量	kg	465	460	458	458
リサイクル率	産廃資源化率	%	48.7	49.2	49.4	49.7
地域社会とのコミュニケーション 及び積極的な情報開示		・朝の周辺地域清掃活動ゼロの付く日に実施 ・積極的な情報開示は産廃ネット及び自社ホームページにて情報開示				
廃棄物管理アドバイザー		・廃棄物管理アドバイザーの推進				

※1.令和5年度(令和5年7月1日～令和6年6月30日)実績より、目標値算出

※2. 電力・ガソリン使用量に関しては中間処分実績の原単位となっている。

※3. 軽油使用量に関しては収集運搬実績の原単位となっている。

※4.購入電力の排出係数に関しては中部電力の令和4年度調整後の排出係数0.433kg-CO2/kWhを使用している。

※5. リサイクル率に関しては削減率ではなく、増加率とする。

※6. 地域社会とのコミュニケーション及び積極的な情報開示については、実施計画及び実施評価結果表をもとに評価している。

7-4. 次年度の環境経営計画

取組期間：令和6年7月1日～令和7年6月30日とし、責任者は従来通りとする

1 二酸化炭素排出量の削減

1-1 化石燃料の削減

- ・戸建住宅のコンテナ届・回収の場合、効率的な運航経路(時間及び走行距離)を設定し、1台の車で届・回収ができるよう搬出業者に働きかけていく。
- ・運行管理の徹底は化石燃料の削減に大きく左右されるので、徹底していく。
- ・全員にエコ運転の徹底を強力に推進していく。

1-2 電力使用量の削減

- ・引き続き節電には意識していくことを継続していく。
- ・消費の多い夜間照明(水銀灯)の電球の取替は、必ずLEDライトにし、電力使用量削減に努める。

2 水資源使用量の削減

- ・ホースでの散水時の水の出しっ放し禁止。
- ・車両・重機の洗車は、高圧洗浄機を利用し散水時間の短縮。
- ・漏水等の点検を実施(使用量の急激な増大の有無)。

3 一般廃棄物の削減

- ・今後も削減に心がけて進めていく。

4 産業廃棄物リサイクル率の増加

- ・重量物混合も極力選別ラインへ流し、リサイクル物を抜き取る。

5 地域社会とのコミュニケーション及び積極的な情報開示

- ・交通安全立哨活動・地域の行事に積極的に参加していく。

6 廃棄物アドバイザー

- ・産業廃棄物受託時に必ず分別の仕方・リサイクル率向上の提案をおこなっていく。

8. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無

見直し日 令和3年7月 1日

遵守確認日 令和6年8月1日

(1)主たる法規制

主な法令	遵守事項	遵守状況
県民の生活環境の保全に関する条例	アイドリングストップ	○
自動車Nox・PM法	適合マークの確認	○
フロン排出抑制法	業務用エアコンの簡易点検(0.95kw)	○
浄化槽法 21人槽×2台	保守点検(年4回)、清掃(年1回)、法定検査(年1回)	○
騒音規制法、振動規制法	届出条件どおりの施設運用規制基準の遵守	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	運搬車両に“産業廃棄物収集運搬車”を表示	○
	収集運搬時にマニフェストと許可証を携行	○
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理	○
	廃棄物の排出を抑制し、適正分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をする	○
	処理困難物の通知を行なう	○
	豊田市条例による市外搬入届書の提出と実績の報告を行なう	○
	特管物の基準を守る	○
	委託契約書の締結及び保存 水銀使用製品産業廃棄物の運搬許可(2018.10.1～)	○
	運搬車両に“産業廃棄物収集運搬車”を表示 (持込排出業者運搬車輛)するようアドバイス	○
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	委託先の現地確認	○
	再委託・名義貸しの禁止	○
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	特定家電を引き取らない	○
消防法	防火管理体制の構築と運用 (消防用設備等の法定点検年1回、消防組織、教育・訓練)	○

※詳細は、社内文書(環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無)にまとめ、随時遵守状況を点検し違反が行われないようにしています。

(2)環境法規等の違反及び訴訟・苦情等の有無

- ・令和6年7月1日に確認した結果、令和5年7月1日～令和6年6月30日間、環境関連法規違反及び訴訟・苦情等及びその他要求事項に対する違反はありません。
- また、過去5年間に遡り、市役所等関係当局からの違反の指摘はありません。

※愛知県条例の委託先の現地確認(年1回以上)は、コロナ禍も一時納まり現地確認を再開しました。

9. 代表者による全体評価と見直し・指示

環境管理責任者による見直しに必要なコメント

作成日	令和 6年 8月1日
作成責任者	環境管理責任者

コメント記載日	令和 6年 8月 1日
1. 環境経営目標の達成状況 (達成できた場合は、設定方法・レベルに問題が無かったか、未達成の場合は原因の記載)	- 達成できなかった項目は、削減活動に伴っての増加ではありません、よって、設定方法・レベルに問題はありません。 - 今後作業日等の増加もありますので、目標値を変えます。 - その他の達成状況は7-2・環境経営計画の取組結果とその評価の通りです。
2. 環境経営計画の実施状況結果 (取組に問題は無かったか、次年度の取組等についての記載)	- 取組について、問題はありません、次年度も同様の取組を行います。 - 次年度の取組については、7-4.次年度の環境経営計画の通りです。
3. 外部からの環境関連の苦情や要望	苦情や要望は、ありませんでした。
4.	・当社も、とよたSDGsに賛同し積極的な取組を通じて持続的な社会の実現に貢献することを宣言しました。

代表者による変更の必要性の判断・指示

目標、取組、環境経営システムをどのように変更すべきか検討し、問題点を明確にする

コメント記載日	令和 6年 8月 1日	
変更の必要性判断項目	変更の判断	コメント
1. 環境経営方針の変更	☐ 有 ・ ☒ 無	・目標は、活動に伴って増加しているのではないため、変更は行はない。
2. 環境経営目標の変更	☐ 有 ・ ☒ 無	
3. 環境経営計画の変更	☐ 有 ・ ☒ 無	
4. 実施体制の変更	☐ 有 ・ ☒ 無	
5. その他変更の必要な項目等	☐ 有 ・ ☒ 無	